

岩盤温浴施設の衛生・安全に関する管理 指針（案）の中間報告

日本岩盤温浴協会

平成19年4月4日：初版

<目的>

本指針は、岩盤温浴施設を安全かつ衛生的に維持・管理することを目的として、施設・設備・機器などの安全及び衛生管理のあり方を定めるものである。

<適用範囲>

- ・本指針の提供範囲は、日本岩盤温浴協会に加盟する施設とする。

<施設・設備・機器などの管理>

1. 施設管理

- ・施設の換気や温湿度の管理には、十分に留意する。
- ・採光・照明の確保や維持には、十分に留意する。
- ・音響の有無などについては十分に留意する。
- ・施設内にシャワーなどの水周りを設ける場合には、適切な排水や防水工事を行なう。
- ・施設内に娯楽室などの付帯設備を設ける場合には、岩盤温浴とは明確に分離する。

2. 設備・機器などの管理

- ・施設内で使用する設備の中、電気機器類は、安全が確認されたものを使用する（「電気用品取締法」に基づく型式承認を受けた製品の使用が望ましい）。
- ・電機機器類については、定期的に検査し、安全を確認する。

<衛生管理>

1. 清掃

1) 日常清掃

- ・施設内全体の清掃は、1日1回実施し、必要に応じて消毒（月1回）を実施する。清掃用具及び消毒薬の選択、清掃及び消毒方法に関しては、「清掃・消毒マニュアル」（別途規定）に沿って実施する。
- ・人体に直接的に触れる岩盤温浴の床、器具・機材・リネンなどについては、1客毎に清掃・消毒を実施するとともに、取り替えて使用する。
- ・人体に間接的に触れる備品・機器類については、1日1回清掃・消毒する。
- ・繰り返し利用する器具・機材については、使用后、適切に洗浄・乾燥する。必要に応じて消毒する。

2) 定期清掃

- ・日常清掃で改善できないものに対しては、定期清掃を実施する。
- ・床以外には、窓、空調・換気扇、水周りなどの清掃を実施する。

2. 保管

- ・洗浄・消毒・乾燥した器具・機材・リネン（布製品）などの保管は、衛生面に配慮した場所に保管する。自施設で洗浄・消毒する場合には、適切な洗浄・消毒を実施するとともに、完全に乾燥させてから保管する。
- ・利用者が使用するヘアブラシや化粧道具類については、衛生管理上、新しいもの、または適切に洗浄・消毒する。

3. 環境検査

- ・施設内の衛生状況を確認するために、微生物検査などの環境検査を実施する。検査内容については、「清掃・消毒マニュアル」（別途規定）に沿って実施する。

<従業者の衛生管理>

1. 従業者の衛生管理

- ・衣服（制服や靴など）や爪などは、常に清潔に保つ。
- ・適切な手洗いを実施する。一客毎かつ必要に応じて石鹸（流水）で手指を十分洗浄し、常に手指を清潔に保つ。また、必要に応じて手指の消毒を行なう。手洗いの方法や回数などについては、「清掃・消毒マニュアル」（別途規定）に沿って実施する。

2. 従業者の健康管理

- ・従業者は、少なくとも1年に1回健康診断を受けることが望ましい。
- ・就業が制限される感染症にかかっている者、またはその疑いのある者は、完治するまでの期間業務に従事させない（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」参照）。

<自主管理体制の構築>

1. 衛生管理責任者の配置

- ・自主管理を適切に行うために、衛生管理責任者（事業者あるいは従業者）を配置することが望ましい。
- ・衛生管理責任者の資格は、関連する資格を有する者（本協会が認めた者）あるいは本協会の研修を終了した者とする。

2. 衛生管理責任者の責務

- ・衛生管理責任者の責務を定める。
- ・衛生管理責任者は、自主安全衛生管理マニュアル及びその点検表などを作成する。
- ・苦情に対する適切な処理を行う。

3. 施設内研修の実施

- ・施設及び安全衛生管理に関する研修を定期的実施し、従業者に周知徹底する。

<その他>

本指針の目的を達成するためには、関連する法規を遵守することが必要である。

【関連する法規例】

- ・公衆浴場法：岩盤温浴施設が公衆浴場法第二条2項の「その他の公衆浴場」の範疇に入ると条例で定めている自治体において開業する場合には、法律にそって必要な手続き、届出などを行なう必要がある。
- ・消防法：主に建物の管理者が行なうべき事項が規定されているが、火災、地震など不測の事態に備えて・避難誘導路を確保するとともに、常に確認しておく必要がある。消火・通報・避難・誘導訓練などを定期的実施すること、避難階段に避難の障害となる物件を置かないこと、防火戸の閉鎖に障害となる物件を置かないこと、カーテンなどの防災対象物品に防災性能を有する旨の表示を確認すること、消防法令の基準による消防用設備などを設置することなどが規定されている（参照；平成15年10月1日施行 防火対象物の定期点検報告制度）。
- ・その他：開業地や入居する建物によっては、種々の法律の規制を受けることがあるので、その場合は、当該法規を遵守し、必要な手続き、届出等を行なう。